

関西経済文化交流協議会 入会案内

個人が集まりひとつの組織になり、そのひとつひとつは小さな組織でも、互いに連携することで大きな力になります。個々の活動目的は異なっても、地域における経済・文化活動であることに変わりはありません。

地域中小企業が経済・文化活動を展開するため、互いに連携して組織力を高度化し、関西から国内、さらに世界へと、その活動を支援することを目的に、私たちはファミリーとして「関西経済文化交流協議会」(Kansai Conference for Business & Cultural Exchange)を形成しています。

設立趣旨

関西は古来、日本の経済・文化の中心地として、広く国内外との交流の拠点でもありました。京都・大阪・神戸の三都を中核とした都市部と、その周辺に多様な生活文化圏を持ち、今また関西広域での行政連携も取り組まれています。

経済と文化は相互に密接な関係を持ち、経済発展が文化の発展となり、またそこから経済の発展が生まれる、スパイラルに地域社会を高度化させる両輪でもあります。経済・文化の活動範囲は、地域内外の国内のみならずのみならず、今や国際的な時代を迎え、多くの人々が海外へと進出、また海外から迎える時代となりました。

太古の昔、無機質から有機質が形成され、それはやがて組み合わせり、システムとしての生命となりました。ひとつの細胞でしかなかった生命は、さらに環境へ適合するため、より体系的で複雑なシステムへと進化を遂げました。我々の宇宙を構成する星々、その上で生息する生命、それを構成する物質、果ては素粒子に至るまで、すべての仕組みは階層的ではあれ、個々の要素だけで存在はしてはいません。互いに様々な関係性を持ち、それはマクロな宇宙からミクロな素粒子に至るまで、すべてがつながりを持っています。

生命の最上位に存在する人。そして人はさらに社会を形成し、その中に組織的な事業を創り出し、産業として有形の価値である生産物、そして無形の価値である文化を創造しました。様々な事業活動として、多くの企業組織が誕生し、互いに競争、また合体しながら生存、成長していくことは、生命の誕生、その進化と類似しています。組織的な高度化は生命同様、個々が要素となったシステムとして機能連携することであり、その単位が人である企業、そして企業が単位として連携する、次の時代の企業のあり方として考えることができるでしょう。

異なる事業を行う個々の企業が持つ資源、技術やノウハウは、ひとつの細胞として内に秘めたものであり、細胞としての企業体がひとつに融合するのではなく、結合として手を結ぶ、進化する生命体のような事業連携の創造を、私たちは探求していきます。

2010年10月1日

関西経済文化交流協議会

幹事会

関西経済文化交流協議会 入会案内

1. 規約

第1条 (名 称)

本会は、関西経済文化交流協議会 (Kansai Con、以下「協議会」という) と称する。

[Kansai Con. : Kansai conference for business & culture exchange]

第2条 (目 的)

協議会は、FFRI Yarai 法人版 (NRIST サービス提供) ユーザーに対する、

- ① ICT (情報・通信技術) の活用支援
- ② 中小企業経営基盤の強化支援
- ③ 新たな経済活動 (マーケット) の創出

を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 情報プロモーション (発信・交換・共有)
- ② セミナープロモーション (経済・文化交流)
- ③ 事業高度化・事業連携・事業創出の支援

第4条 (会 員)

協議会は、協議会の目的に賛同する以下の会員で構成する。

- ① 会員 **FFRI Yarai (NRISTサービス提供) ユーザー**
- ② 幹事 事業高度化・事業連携・事業創出を支援する土業等
- ③ 支援 協議会運営を支援する企業

第5条 (幹事会)

協議会は会員から選出された幹事により構成される幹事会により運営される。

- 2 幹事は協議会事業運営に関する計画・業務執行を行う。

第6条 (会 費)

会費は **FFRI Yarai 法人版 (NRIST サービス提供)** に含むものとする。

第7条 (事業年度)

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第8条 (事務局)

協議会の事務局は **QUEST株式会社**内に置くものとする。

- 2 協議会による各事業の事務局は、各事業幹事会社に置くものとする。

第9条 (その他)

このほかこの規約に定めのない事項は、幹事会の議を経て別に定める。

関西経済文化交流協議会 入会案内

2. 入会規定

(1) 入会

FFRI Yarai 法人版 (NRIST サービス提供) 加入により、自動入会とする。

(2) 会員情報管理

会員情報は事務局が管理、協議会事業以外の目的に使用されない。

3. 提供プログラム

(1) 会員サービス

- ① 広報支援
- ② 経営革新セミナー・交流会
- ③ 事業高度化・連携・創出支援

(2) 幹事オプション

- ① FFRI Yarai 法人版 (NRIST サービス提供) 再販プログラム提供
- ② FFRI Yarai 個人版 (国内・海外向け) 再販プログラム提供
- ③ WechatPay・ALIPAY 導入支援プログラム提供

(付 則)

実施期日	策定	平成22年9月1日
	施行	平成22年10月1日
	改訂	平成24年10月1日
	改訂	平成25年1月17日
	改訂	平成27年3月18日
	改訂	平成28年4月1日
	改訂	平成30年8月1日